

小鹿総政第319号

令和6年11月6日

各課所長様

小鹿野町長 森 真 太 郎

令和7年度小鹿野町予算編成方針について（通知）

令和7年度予算編成方針を別紙のとおり定めたので、小鹿野町予算規則第5条の規定に基づき通知する。

令和7年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の予算編成の動向

内閣府が公表した国の月例経済報告（令和6年9月）によると、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

こうした経済環境の下、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「人口減少は、2030年代に加速することが見込まれており、将来的に人口減少が見込まれる中で長期的に経済成長を遂げるためには、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済を実現する必要がある。」としている。また、令和7年度予算編成に向けた考え方としては、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速、防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずるとしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

2 埼玉県の予算編成における基本方針

埼玉県の令和7年度予算編成方針では、「人口減少、超少子高齢社会の到来」と「激甚化・頻発化する自然災害への危機対応」という2つの歴史的課題に敢然と立ち向かうとともに、「日本一暮らしやすい埼玉」の着実な実現に向け、本県が持続的に発展していくため、未来を切り拓く歴史的課題への挑戦、「日本一暮らしやすい埼玉」の着実な実現、DX・TX（タスク・トランスフォーメーション）を前提とした不断の行財政改革の推進の3つを基本方針として定め、未来を見据えた施策を展開していく必要があるとしている。

3 小鹿野町の財政状況及び今後の見通し

本町の財政は、歳入面において、若者世代の転出や出生数の激減などにより、国の想定よりも一足早く急激な人口減少に直面しており、町税の大幅な減少が予測されている。一方、歳出面においては、人件費が増加していくほか、老朽化している公共施設やインフラ施設等を維持管理するための経費などへ多くの財政需要が見込まれる。また、人口増加や地域活性化に向けた施策やDXへの取組など多様化・複雑化する行政課題に対しても取り組んでいく必要があり、財政需要のさらなる増加が見込まれる。

こうした中、当初予算での収支不足額は、令和5年度が約14.5億円であったのに対し、令和6年度では約18.5億円と拡大しており、財政調整基金をはじめとした基金の取崩しや町債の活用、事業の先送りなどの対応により予算編成を行ったところである。令和7年度当初予算編成に向けては、保有している施設の老朽化対策に加え、全国的に増加している自然災害が発生した際に不可欠な指定避難所の整備なども進める必要がある。また、急激に進む人口減少に対して、効果的な施策を模索し、積極的に展開する必要があることから、収支不足額は令和6年度よりも拡大することが見込まれ、今までにない厳しい予算編成となることが想定される。

4 予算編成の基本方針

令和7年度は、物価高騰の影響が長期化し先行きを見通すことが依然として困難な状況であるが、抱えている様々な課題には、効果的な施策を積極的に取り組んでいく必要がある。特に、人口減少は著しく進行しており、過去5年間で町の人口は1,371人減少している。内訳は、社会的要因で543人、自然的要因で828人の減少となっている。また、令和6年度の出生見込数は15人と、過去最低を更新する見込みであるほか、人口は令和6年度中に1万人を割り込んでしまう状況となっており、喫緊の課題となっている。課題の解決に向けては、若者世代や子育て世代の定住と定住するための生活基盤の安定が不可欠であることから、これらの施策については重点的に実施していく必要がある。

こうしたことから、予算の編成に当たっては、第2次小鹿野町総合振興計画後期計画に掲げるまちの将来像『文化の香り高く将来に躍動するまち』の実現に向

け、基本目標に基づく事業を中心に、重点戦略として位置づけている「稼ぐ（ひと・モノ・金・情報）視点に基づいた」まちづくりと、「若者・女性に選ばれる」まちづくりの2点を特に積極的に推進することとする。既存事業については、根拠に基づく積極的な見直しと優先順位付けの徹底を図るとともに、創意工夫を凝らした経費の節減を行い、限られた財源を効率的・効果的に活用することで、町民生活の向上に繋がる取組を推進し、本町が将来にわたって持続可能な町として成長・発展していくための予算を編成することとする。要求に当たっては、以下の点に注意すること。

(1) 総合振興計画後期基本計画における重点戦略事業の推進

総合振興計画後期基本計画において重点戦略として位置づけている、『「稼ぐ（ひと・モノ・金・情報）視点に基づいた」まちづくり』及び『「若者・女性に選ばれる」まちづくり』に基づく事業に積極的に取組み、人口減少対策として実施する事業は最優先で取組むこと。

(2) 「枠配分方式」の導入による歳出全般の見直しと効率的な行政運営

町民の声、現場の声を生かすことができるよう「枠配分方式」を導入することとする。課所長の判断と責任において、自主的な事務事業の見直しを徹底し、必要な財源の確保を行うこと。

具体的には、人件費や扶助費などの義務的経費及び普通建設事業などの投資的経費を除く経費に対し、各課所へ財政担当から予算配分を行い、与えられた枠内で事業を実施できるよう事業全般にわたる必要性や有効性の検証、優先順位付けの徹底、決算状況を踏まえた経費の精査を行い、事業の縮小や廃止を含め抜本的な見直しを行うこと。ただし、令和7年度予算編成においては試験的に実施する。

(3) D Xの推進

住民サービスの向上と役場業務の効率化を図ることにより、デジタル技術を用いた行政運営への転換を目指すため、D X推進計画に基づいた事業を推進する。

(4) 歳入の的確な確保及び新たな財源の創出

町税については、自主財源の根幹をなすものであるため、税負担の公平性の観点から課税客体の捕捉を的確に行うとともに、収納率の向上のために徴収対策の徹底を図ること。また、町税や国民健康保険税はもとより、町営住宅使用料や保育料、介護保険料などの各種歳入についても、負担の公平性の観点から収入未済額を解消し、不能欠損が生じることのないよう努めること。

さらに、国県支出金については、依存財源の多い本町にとって予算編成を行う上で、非常に重要な財源となるため、制度改正や予算編成の動向を注視しながら情報収集を行い、できるだけ正確な額を要求するとともに、積極的な活用に努めること。

そのほか、個人版・企業版ふるさと納税の受入額拡大に向けた取組や空き公共施設となっている未利用の施設など、町有施設の有効活用なども積極的に行うほか、実施事業に関連する団体からの補助金を模索するなど、新たな財源の創出に努めること。

(5) 投資的経費及び施設等の修繕費について

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を踏まえ、今後の施設維持管理について統廃合も含め検討し、方向性や優先順位を決めること。町民の安全確保等に資するものを除き、急を要さない事業は、後年度への先送りや事業の見直しをするなど計画的かつ柔軟に対応すること。また、町債残高も高い水準で推移していることから、公債費の負担が後年度の財政運営に大きく影響することを念頭に、財源を安易に起債に頼るのではなく、国県等の補助制度をよく検証し、財源の確保に努めること。やむを得ず起債をする場合は、起債に必要な各種計画の作成及び調整を図ること。

(6) 補助金・負担金について

事業を実施している目的をしっかりと把握した上で、透明性・公平性を確保しながら、必要性や効果を十分に検証し、減額や廃止も含め総合的に判断すること。特に、団体への運営費補助的な事業については、前年踏襲とするのではなく、根拠となっている要綱やその団体の存在意義などを十分検証す

るとともに、決算書等を細かく点検し適正な補助額の算出等、団体の統廃合も含めた検討を行うこと。

(7) 借地について

現状を把握するとともに、借地である必要があるかどうかを十分検証し、不必要なものにあっては契約期間が満了する前から、返還できるよう地主と調整すること。また、町有地は、町の大切な財産であり、有効活用を図る必要があることから、未利用で売却可能な場合は公売して財源を確保するなど、積極的な利活用に努めること。

(8) 特別会計及び企業会計の取り扱いについて

原則、一般会計と同様な扱いとする。独立採算の原則があることから、中長期的な視点で安定した経営が行えるよう徹底した効率化及び経営の健全化に取組み、より一層経営基盤の強化に努めること。特に企業会計の経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないことから、収入増加に向けた取組みを積極的に行い、その収入に見合った予算とすること。ただし、病院事業会計については、地域の中核医療施設であり、町民をはじめ、地域住民の安全で安心な暮らしの確保に欠かせない施設であることから、必要経費については十分精査し、適切な見積りをするよう努めること。

一般会計からの繰出金については、法定内のものは制度をよく理解し正確な数値を要求すること。法定外のものについては、本来一般会計が負担すべきものではないということを十分理解し、繰出金に頼ることがないよう、経営計画等を策定するなど、経営の健全化に努めること。

5 予算要求書の提出等

事務的な取扱いに関しては、別途総合政策課長から各課所長あてに通知する。